

江南市污水適正処理構想の見直し(案)について

1・污水適正処理構想とは

公共下水道や合併処理浄化槽など家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を「污水処理施設」と呼んでいます。

「污水適正処理構想」とは、市全域を対象とした効率的かつ効果的な污水処理施設の整備を行うために、公共下水道、合併処理浄化槽等の各種污水処理施設の整備区域、整備目標を設定するものです。

本構想は、愛知県の示す方針に基づき県内の市町村が策定し、愛知県が策定する「全県域污水適正処理構想」に反映されるものです。

2・構想見直しの理由

今回の見直しは、人口減少や高齢化の進行、地域社会構造の変化など污水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化してきていること、また、社会経済情勢が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、今後5年程度で効率的かつ効果的な整備を進め、污水処理施設の更なる早期概成を目指した計画へと見直しました。

3・江南市の污水処理の現状と課題

本市の污水処理人口普及率は、令和元年度末で79.5%、整備手法別では公共下水道40.8%、合併処理浄化槽38.7%となっており、愛知県平均91.4%（令和元年度末、名古屋市含む）と比較して低い状況です。

現状として、市街化区域の下水道整備が遅れていること、市街化調整区域における単独処理浄化槽などから、污水処理施設への転換が遅れていることから、污水処理人口の向上を図るため、污水処理施設の整備が急務となっています。

4・見直しの基本方針

見直しの基本方針は、公共下水道による整備区域は市街化区域を原則とし、市街化調整区域については、その大部分を合併処理浄化槽による整備へと変更します。ただし、市街化調整区域の内、市街化区域に近接する公共施設や大企業、大規模工場等、下水道需要が見込まれる施設を有する区域や、地元より下水道への接続要望があり、事業費、採算等を勘案し、公共下水道の整備が優位となる区域については、公共下水道による整備とします。

5・見直しのポイント

今回の見直しのポイントは、以下の点に留意しました。

(1) 汚水処理整備手法の精査

市街化区域に近接する市街化調整区域における公共施設や集合住宅等について、合併処理浄化槽と公共下水道への接続費用との経済比較を行い、適正な整備手法を検討し、設定を行いました。

(2) 整備方針

汚水処理施設の早期概成に向けて、市街化区域の下水道整備を実施します。市街化調整区域の整備は、各区域の状況を把握し、選定して順次整備していきます。

6・見直しによる指標の変化（人口・処理人口（集合・個別）の変化）

構想見直し比較調書

項目		見直し前(H27年度)		見直し後(今回)		増減	
行政人口想定年度		令和12年度		令和12年度			
行政人口(人)		93,400		93,400		-	
区分		整備面積(ha)	処理人口(人)	整備面積(ha)	処理人口(人)	整備面積(ha)	処理人口(人)
下水道	流域関連公共下水道	1,634.0	76,700	809.6	53,490	-824.4	-23,210
	単独公共下水道	56.1	1,960	0.0	0	-56.1	-1,960
	下水道計	1,690.1	78,660	809.6	53,490	-880.5	-25,170
浄化槽	合併処理浄化槽	1,329.9	14,740	2,210.4	39,910	880.5	25,170
合計		3,020.0	93,400	3,020.0	93,400	-	-
集合処理		1,690.1	78,660	809.6	53,490	-880.5	-25,170
個別処理		1,329.9	14,740	2,210.4	39,910	880.5	25,170

※集合処理・・・複数戸の汚水を管きよで集めて処理するもの（公共下水道、民間の集中浄化槽など）
個別処理・・・合併処理浄化槽による各戸単位で汚水を処理するもの

7・今後の整備の見込み

本市では、汚水の集合処理として公共下水道の整備を進め、令和元年度末までに636.6haの整備が完了しました。

今後も、早い段階で汚水処理施設整備の概成を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、単独処理浄化槽と汲み取り式便所の合併処理浄化槽への転換を促進することとします。